

「被爆者」という言葉がもつ政治性 法律上の規定を踏まえて

竹峰 誠一郎

法律上「被爆者」とは、日本政府が広島・長崎の原爆被害者の中から援護対象と認めた人を総称する言葉であり、核被害者を総称する言葉ではない。原爆被害者対策で、日本政府は「放射線」と「健康面」の影響に限定し「被爆者」をとらえてきたが、その背景に戦後補償や予算の問題が絡んでいた。韓国原爆被害者に対しては、「被爆者」を日本国内に限定しようと、日本政府は通達を出したりした。このように「被爆者」の概念は日本政府に操作されてきた一面をもっており、その意味で「被爆者」という言葉は政治性をもっているといえる。

はじめに

核に関する様々な言葉が日常的に使われていながら、その概念はそれほど明確にされてきていないようと思われる。核の被害に焦点をあてたとき頻出する「被爆者」という言葉も、その代表的な一つといえよう。

「被爆者」とは何なのだろうか。2008年1月、10年ぶりに改訂された『広辞苑』(第6版)を引くと、「被爆者」とは「核爆弾の放射線を浴びた人」とある。しかし、核爆弾には熱線や爆風の影響もあるのに、なぜ放射線だけなのか。また共同通信社が発行している『記者ハンドブック——新聞用字用語集』(第10版)には、「広島・長崎の原爆被害者は『被爆者』。第五福竜丸は『被ばく』」と記されている。「被爆者」と「広島・長崎の原爆被害者」は同じ意味なのだろうか。

「被爆者」という言葉は、平和運動・平和教育・平和研究のいずれの分野でも積極的に使われているようと思われる。筆者自身も「被爆者」という言葉をこれまで違和感なく用いてきた一人である。

しかし広島で原爆を直接体験し、中国新聞の記者としても原爆問題と長年向き合ってきた来栖武士郎氏は、「単に被爆者という定義で小さく縮めてしまうと、原爆全体がみえなくなる」と、「被爆者」という言葉がもつある種の危うさを生前ある学習会で指摘していた。

来栖氏の学習会を主催したのは広島の「原爆被害者相談員の会」だった、「被爆者……」ではなくて「原爆被害者……」を会の名称に掲げる団体だ。団体名を「被爆者……」としなかった理由を、会の創設から携わっている三村正弘氏は次のように説明する。

「会の名称を『原爆被害者……』としたのは、被爆者手帳を保持している、いわば公認の『被爆者』だけ

ではなくて、被爆者でありながらまだ手帳を手にできない人たちや、家族を原爆で失った被爆していない遺族や孤児などの関係者も含めて、原爆による被害者の全体を会活動の対象にしようとする志にあった。原爆二法で規定する『被爆者』だけでなく、原爆によって被害を受けた人たちすべてを相談・援助の対象として、原爆二法の限界を乗り越え、その改正を視野に収めた活動を推進しようとする決意の表明に他ならなかつた⁽³⁾。

三村氏がふれたように「被爆者」には法律上の定義がある。現在は1994年に制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号：以下、援護法)で「被爆者」の定義がなされている。またそれ以前は1957年に制定された「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」(昭和32年法律第41号：以下、原爆医療法)で「被爆者」の定義がなされてきた。この二つの法律上の「被爆者」の定義は、基本的に同じものだ。

「被爆者」をテーマにした先行研究では、「被爆者」とは何かに関して、多くは法的定義をそのまま紹介しているが、山梨大学で研究・教育に携る傍ら、日本被団協の代表委員を長く務めた伊東壯氏は、法的定義を批判し、独自に定義づけをおこなっている。自著『ヒロシマ・ナガサキから世界と未来へ』で、伊藤氏は「被爆者」とは「広島・長崎での原爆投下によって直接的に被爆した人」だと定義し、法律上の定義では除外されている死没者も「被爆者」に含めた。また法律上の定義は、放射線を多量に浴びた人という枠内で「被爆者」を捉えていると批判し、自らは熱線、爆風、大量無差別・瞬間奇襲・根絶性、全面性、持続性といった諸要素も総合視して「被爆者」という存在をとらえる

とした。⁽⁵⁾

法律上の「被爆者」規定の批判的考察は、研究では伊東氏、また実践では広島の「原爆被害者相談員の会」らの手で行われてきた。本稿はこうした法律上の「被爆者」規定の批判的考察を引き継ぎつつ、「被爆者」という言葉を固定的にとらえず、動的なものとしてとらえる。そのうえで、日本政府が「被爆者」という言葉を政治的に操作してきたことを指摘し、「被爆者」という言葉がもつ政治性を明らかにすることを本稿の目的とする。

具体的には、一節で原爆医療法制定以前の「被爆者」という言葉の語史を、原爆投下以前からさかのぼり、代表的な国語辞典や雑誌記事や新聞、さらに原水爆禁止運動の記録にも目を配りながら見ていく。次に二節で、原爆医療法の「被爆者」の概念の特徴と、その背景にある日本政府の政治の方針を、原爆医療法の制定過程を記した公文書も活用しながら読み解いていく。最後に三節で法的な「被爆者」の枠外に長く置かれてきた韓国人原爆被害者の問題をとりあげ、法律上の「被爆者」の概念が日本政府によっていかに操作されてきたのかを見ていく。その上で、「被爆者」という言葉がもつ政治性をまとめたい。

1. 原爆医療法制定前にみる「被爆者」という言葉

1957年に制定された原爆医療法で「被爆者」の定義がなされたことは、先に触れたとおりである。原爆医療法上の定義は次節で見ていくとして、本節では1957年に法的な定義がなされる以前、「被爆者」という言葉が一般に定着していたのか、代表的な国語辞典、雑誌、新聞、あるいは原水爆禁止運動の記録をつうじてその傾向を探ってみたい。

原子爆弾投下以前

「被爆者」という言葉は、1945年8月に原子爆弾が広島・長崎に投下され、その未曾有の被害のなかから生まれた新しい言葉だと思われるが、本当にそう言えるのだろうか。戦中・戦前期に発刊されていた代表的な国語辞書で確認してみたい。

1921年から28年にかけて5分冊からなる『言泉——日本大辞典』⁽⁶⁾が刊行され、1932年から35年にかけて同じく5分冊からなる『大言海』⁽⁷⁾が、戦前・戦中期に発刊されている。いずれも近代を代表する大型国語辞典であるが、「被爆者」という言葉はおろか、「被爆」という言葉すら見あたらない。1935年に『広辞苑』の前

身にあたる『辞苑』が刊行されているが、先に紹介した大型国語辞典と同様、「被爆者」という言葉も、「被爆」という言葉もどちらも載っていない。

やはり広島・長崎への原爆投下以前、「被爆者」という言葉は一般的ではなかったと言える。そもそも「被爆者」なる言葉は存在していなかった可能性もある。さらに「被爆」という言葉も、戦前・戦中期は世に定着していなかったことがうかがえる。⁽⁹⁾

原子爆弾投下からの約10年間

それでは広島・長崎への原爆投下後、「被爆者」という言葉は世にすぐ広まったのであろうか。

原爆投下から11年目にあたる1956年に大型国語辞典『大言海』の改訂版が出されたが、同改訂版にも「被爆者」や「被爆」という言葉は戦前同様に掲載されていない。また原爆投下から10年を経た1955年に『広辞苑』の初版版が出されたが、「被爆者」や「被爆」という言葉は同辞書にも載っていない。

辞書以外ではどうなのだろうか。1952年、GHQの占領が解けて初めて迎える8月6日にあわせて、雑誌『アサヒグラフ』が「原爆被害の初公開」と銘打った特別増刷号を発刊した。同『アサヒグラフ』の特集号は、原爆投下後7年目にして「原爆写真を特集した初めての出版物といってよく、占領期に米国が塗り固めようとした原爆イメージを一挙に更新させる効果を持った」⁽¹⁰⁾もので、原爆の実相を日本に住む人びとの視覚に訴える先駆けとなるものであった。

「原爆被害の初公開」と銘打った特集ならば、「被爆者」という言葉は随所に出てくると思われるかもしれない。しかし「被爆」という言葉は数箇所登場するものの、「被爆者」という言葉は28頁におよぶ同増刊号のどこを見ても実は一つも見あたらない。「原爆の犠牲者」、「負傷者」、「重傷者」、「火傷者」、「爆死者」、「原爆の生き残り」、「原爆の子」、「原爆の娘」、(ジョン・ハーシー作)「ヒロシマ」のモデルなどという言葉はでてくるが、「被爆者」という言葉は出てこないのだ。

『アサヒグラフ』は朝日新聞社が発行している雑誌であるが、朝日新聞の記事ではどうなのであろうか。『朝日新聞』(東京本社版、以下同じ)の見出いで、「被爆者」という言葉がいつ頃何件使われたのか1945年から5年刻みに、「原爆被災者」、「原爆犠牲者」、「原爆被害者」、「原爆孤児」、「原爆乙女」、「原爆娘」、「原爆障害者」という言葉と共に見ていった。

「被爆者」という言葉が、『朝日新聞』の見出しに初めて登場するのは、原爆投下から10年を経た1955年8

月のことであった。1956年8月8日の夕刊に「被爆者」の『平和の叫び』句集に秘め、世界に訴え」という記事が掲載されている。同記事で、(東日本社版に限るが)『朝日新聞』の見出しに「被爆者」という言葉が初めて用いられたのであった。

つまり原爆投下から10年間は、『朝日新聞』の見出しに「被爆者」という言葉が登場していないのであった。1945年から1954年にかけて、「原爆孤児」の18回を筆頭に、「原爆乙女」は7回、「原爆娘」は5回、「原爆障害者」は3回、「原爆被害者」は1回、それぞれ『朝日新聞』の見出しに登場している。一方「被爆者」⁽¹²⁾という言葉は一度も使われていない。

国語辞典や『アサヒグラフ』の原爆特集号、あるいは『朝日新聞』の見出しをみる限り、原爆投下から約10年の間、「被爆者」という言葉は、世の中ではほとんど使われていなかつたことがうかがえる。原爆に遭った人、あるいは原爆で被害を受けた人は「被爆者」と、原爆投下後世にすぐ呼ばれ始めたわけではなかつたのだ。

原水爆禁止運動が高揚するなかで

1954年3月、第五福竜丸がマーシャル諸島で米水爆実験による放射性降下物（「死の灰」）を浴びて被災したことを機に、原水爆禁止を求める世論が全国的な広がりをみせたことは周知のとおりである。1955年8月、3200万を超える原水爆禁止を求める署名が集まり、原水爆禁止世界大会が初めて広島で開催されるに至つた。同大会では、「どの代表もみな被害者から直接きいた実相に医者や学者からきいたときよりもずっと原爆の恐ろしさを感じ、心の底から原子兵器の禁止をしなくては、苦しい生活をしている原爆被害者に愛の手をさしのべなくては思つた」と、大会の議事速報に記されているように、とりわけ原爆被害者の発言が、参加者に強い衝撃を与えた。原水爆禁止運動が盛り上がるなか、「世界に訴うべきは訴え、国家に求むべきは求め、自ら立ち上がり、たがいにあい救う道」⁽¹⁴⁾に踏み出そうと原爆被害者自身の組織化も進んだ。そんな黎明期の原水爆禁止運動や原爆被害者たち自身の運動の中で、「被爆者」という言葉はどう使われていたのであろうか。

初めての原水爆禁止世界大会の宣言では、「この広島に集つたすべての人々は、原水爆被害者の苦しみをまのあたりに見ました」、「原水爆被害者の不幸な実相は、ひろく世界に知られなければなりません。その救済は世界的な救済運動を通じて急がなければなりません。それがほんとうの原水爆禁止運動の基礎でありま

す。原水爆が禁止されてこそ、真に被害者を救うことが出来ます」などどうたわたれた。「被爆者」という言葉は大会宣言には登場せず、相当する言葉として「原水爆被害者」という言葉が用いられている。

世界大会の宣言に「被爆者」という言葉は登場しないが、同大会の模様を要点筆記で記録した議事速報には、「原爆被害者」、「被害者」、「被災者」などと共に、「被爆者」という言葉も散見される。原水爆禁止世界大会の場では、「被爆者」という言葉は初めからある一定、原爆被害者あるいは第五福竜丸乗組員も含む意味で用いられていたことがうかがえる。ただ、議事速報を見る限り、「被爆者」よりも「原爆被害者」や「被害者」のほうが、使用頻度が高いように思われる。

同世界大会から9ヵ月後の1956年5月に、「広島県原爆被害者団体協議会」（広島県被団協）が結成された。また翌月には「長崎原爆被災者協議会」（長崎被災協）⁽¹⁶⁾が結成された。さらに3ヵ月後の8月、全国組織「日本原水爆被害者団体協議会」（日本被団協）が発足し、「もうだまっておれないで手をつないで立ち上がろう」、「自らを救うとともに、私たちの体験をおして人類の危機を救おう」⁽¹⁷⁾（結成宣言）などと「世界への挨拶」を発表した。

ここで注目したいのは、一般的に「被爆者団体」と今日呼ばれているそれらの団体の名称に、「被爆者」という言葉が実はどこにもつけられていないことだ。⁽¹⁸⁾団体が結成されたころ、自ら立ち上がった当事者たちの間で、「被爆者」という言葉は、自分たちを包括する言葉として積極的に用いられていなかつた。

また今日「被爆者団体」といえば、原爆に遭つて生き残っている人たちの団体になっているが、結成時は、遺族や生存者の家族にも開かれていたも注目されよう。例えば、長崎被災協は「(1) 原爆被災者、(2) 被災しないが直接被爆地で放射能の影響をうけた者、(3) 家族に被災者を持っている者」⁽¹⁹⁾に呼びかけて結成されている。また日本被団協の初代事務局長に就いたのは、原爆に直接遭つた生き残りではなく、原爆で父親を殺され、「まどうてくれ」（広島の方言で、「償つてくれ」とほぼ同義）との思いを強く抱いていた藤居平一⁽²⁰⁾であった。

2. 原爆医療法にみる「被爆者」

原爆医療法で定義された「被爆者」

日本被団協は、発足直後に「原爆被害者援護法案要綱」を発表するなど、原爆被害者への国家補償を国に迫る活動を初めから展開した。日本被団協の活動は、

原水爆禁止運動の高まり、あるいは広島・長崎両市からの要請ともあいまって、放置されていた原爆被害者の対策を国に迫る原動力となった。

1956年12月に「原爆障害者の治療に関する決議」が衆院本会議で可決し、「立法化の措置等によりまして御趣旨に沿うべく鋭意努力をいたす決意をいたしております」との発言を政府委員から引き出した。そして1957年2月、政府が「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」(原爆医療法)を提案し、同年3月可決成立した。

原爆医療法第2条で下記の4つのいずれかに該当する者が「被爆者」と定義された。

- 1) 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれに隣接する区域内に在った者(直爆)
- 2) 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者(原子爆弾投下後2週間以内に爆心地から約2キロ以内の地域に立ち入った者——入市)
- 3) 前2号に掲げる者のか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者(例えば死体処理や救護にあたった者——救援)
- 4) 前2号に掲げる者が該当各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者(胎児)
本人の申請に基づき、上記のいずれかに該当することが都道府県知事あるいは広島・長崎市長に認められた人に、「被爆者健康手帳」が交付され、「被爆者」との法的地位が付与される。「被爆者」と認められた人は、無料で健康診断が受けられるようになった。また「被爆者」との法的地位を得て疾病した者は、厚生大臣(当時)に申請し、原爆の放射線との関連性が認められた場合、「原爆症」と認定され、国が治療費を全額負担するようになった。

こうして原爆医療法のもと、原爆投下から12年目にして、不十分ながらも広島・長崎の原爆被害者に日本政府がある一定の対策を講ずるようになったわけである。「原爆被害者の永年の念願であった『国の責任において無料で健康診断と治療を行う』」もので、「原爆の医療面だけにかぎられ、その内容も被爆者の現状からすればまだまだ沢山の不備な点を含むものであるが、……今後の救援に明るい希望をあたえるものといえよう。ともかく被爆者を含めた全国民の原水爆禁止運動の大きな成果の一つ」だと、当時の原水爆禁止日本協議会(日本原水協)は評した。

原爆医療法上で打ち出した日本政府の対策は、まず「被爆者」認定があり、その上に「原爆症」認定がある。対象者を二段階に分けて選定する方式がとられている。「被爆者」という法的地位を得ること、つまり「被爆者手帳」を取得することは、日本政府の原爆被害者対策の受益者となる入口にたつことを意味した。

日本政府は「被爆者」をどうとらえているのか

日本政府の原爆被害者対策では、「被爆者」とは、どういう存在だと位置づけられているのであろうか。原爆医療法の条文には、「健康上の特別の状態にかんがみ」(1条) 制定されたことが目的でうたわれ、「被爆者」認定と「原爆症」認定に関する条項と共に「原子爆弾の放射能の影響」(2条、7条) といった文言がてくる。「被爆者」という存在を規定する鍵は、「放射線」(より正確に言えば初期放射線)と「健康」にあることがうかがえよう。

1979年6月、厚生大臣の委託を受け原爆被爆者対策基本問題懇談会(以下、基本懇)が、「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的取り方について」答申を発表する。日本政府は「被爆者」をどうとらえているのか、その背景も含めて、ある種の「本音」が同答申からよく見えてくる。国会答弁とあわせて見ていく。

「原爆被爆者と称せられる者は、すべて『特別の犠牲』を余儀なくされた者⁽²³⁾」だと基本懇は言う。では、「特別の犠牲」とは何なのか。「原爆放射線による健康上の障害は、被爆直後の急性原爆症に加えて、白血病、甲状腺がん等の晩発障害があり、これらは被爆後数年ないし10年以上経過してから発生するという特異性をもつものであり、この点が一般の戦災による被害と比べ、際立った特殊性をもった被害である⁽²⁴⁾」と、基本懇は「特別の犠牲」を「原爆放射線による健康上の障害」に求める。

「原爆放射線による健康上の障害」という観点から、一般戦災者と切り離されて「被爆者」という存在が位置づけられたわけだが、その背景に、日本政府がとってきた戦後補償政策がある。「旧軍人軍属等に対する援護策は国と特殊の法律関係にあった者に対する国⁽²⁵⁾の施策として実施されている」と基本懇は身分関係論を持ち出す。加えて、「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、すべての国民がひとしく受忍しなければならない」と受忍論を打ち出し、

国民が被った戦争被害に、国が何らかの措置をとる必要はないとの立場を基本懇は表明する。

一般戦災者に国は何らの措置を取らないという戦後補償政策の基本は堅持し続ける。かといって世論の高まりもあり広島・長崎原爆被害者に何もやらないわけにはいかない。そうしたなか、「被爆者」という存在は一般戦災者との違いを強調して位置づけられていった。すなわち一般戦災者と違い「放射線による健康上の障害」を負った人たちが、「被爆者」であり、その特殊性に着目して医療対応を施すとした。

1975年4月24日、衆議院社会労働委員会で、厚生大臣の田中正巳（当時）は、「被爆者」対策を次のように説明している。

「おおよそ前の大戦における戦争被害、戦争犠牲といふものはほとんどの国民が受けているわけでございますが、この間にあって原爆被爆者についてはまことにお気の毒であり、また何とかしなければならないという政策要請もあるものですから、そこで他の戦争被害者との間に一体どういうふうな違いがあるのであろうかということをいろいろ考えてみまするときに、放射能を多量にあの節浴びたということによって健康上、肉体上に症状を残し、ないしはその不安を濃厚に持っているというところが他の戦争被害者とは決定的に違う点であろうというふうに思われるわけでございます。したがいましてこれに着目をし、どのような健康あるいは肉体上の傷疾といったような観点からこれを進めてまいりたわけあります」。

「被爆者」とは、受忍論をベースに一般戦災者との均衡を図るという日本政府の戦後補償政策のなかで、「原爆放射線による健康上の障害を被った」ものとして限定的に規定されていった。そうしたなか原爆体験者が被った熱線や爆風の影響、あるいは「くらし」や「こころ」への被害の広がりは、一般戦災者との均衡を盾に、日本政府の「被爆者」対策から抜け落ちていったといえよう。

「被爆者」とは生存者だけで、死没者は含まないという線引きも、一般戦災者との均衡という点から規定されたことが、基本懇答申や国会答弁からうかがえる。基本懇答申では、「原爆投下によって被爆死した人に対する弔慰金及びその遺族に対する遺族年金等の支給を要求する声が強い」と要求が高いことは認めつつ、「都市の大空襲で爆撃を受け即死ないし苦しい療養の後に死没した人々、艦砲射撃で一家一族が一瞬にして無に帰した人々並びにそれらの遺家族など」がいるこ

とを持ち出し、原爆死没者への施策をとることは「数限りない悲惨な戦災者との均衡を無視すること」になると述べている。1965年3月11日、衆院本会議で、神田博厚生大臣は、「現行法では、生存者である原爆被爆者の身体的・社会的の特殊性から、これに対して医療、健康管理の措置を行なうことを趣旨としておりまして、死亡者にそのようなことをすることは困難である、こういうことでございます」と答弁している。

さらに原爆医療法の制定過程に目をむけると、「原爆放射線による健康上の障害を被った生存者」のみに日本政府の原爆被害者対策が絞られていった背景に、予算上の都合もあったことがうかがえる。原爆医療法は、1937年2月21日に内閣が衆議院社会労働委員会に付託し、同年3月31日参議院本会議で可決成立したものであるが、国会提出間際の同年2月3日、官房総務課で「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案の審議結果について」と題された文書⁽²⁸⁾が作成されている。国会提出を前にして、原爆医療法に関するどのような議論が政府内部でなされていたのかを知る手がかりとなる重要な資料である。同公文書には、「死没者及び爆風による障害者に対する措置を含むべきではないかとの議論もあったが、予算の制約により限定せざるを得なかった」と記されている。

原爆医療法から援護法へ

原爆医療法の制定後も、日本被団協は国家補償に基づく援護法制定をかけ、世論の支持も受けながら国に改善要求を続けた。

1960年の原爆医療法改定で、国は「被爆者」を「特別被爆者」と「一般被爆者」に区分し、「特別被爆者」に事实上医療費が無料となる措置が新たにとられた。「特別被爆者」とは、「原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者」（当初は爆心から2キロ、後に3キロに拡充）である。但し「被爆者のなかに差別を持ち込むもの」との批判が日本被団協などからなされ、「被爆者」の区分は1974年の原爆医療法改定で廃止され、「被爆者」との法的地位を得たものは、全員事实上医療費が無料となった。

また医療費の実費相当の穴埋めだけでは、被爆者の生活が大変苦しい状態にあることが、政府の調査等でも明らかにされ、1968年に「原爆爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（原爆特別措置法）が制定された。健康管理手当などの諸手当が創設され、原爆医療法で抜け落ちていた生活保障の面でも一定の前進をみた。また原爆医療法と原爆特別措置法を一本化す

る形で、1994年「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(援護法)が制定された。このように1957年の原爆医療法制定以来、法律は改訂され、新法も制定され、被爆者行政は不十分ながら一定の前進をみた。しかし「被爆者」の定義やとらえ方そのものは、1957年の原爆医療法のそれとは基本的に変わってはいない。

3 「朝鮮人は被爆者でないのか」

厚生省と労働省（当時）が監修して、1968年に刊行されている『日本社会保障大百科』で、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」(原爆医療法)の項目を引くと、「被爆者の範囲は、原子爆弾の放射能の影響力との因果関係を考慮した場合の最大限の範囲のものを対象としている」と説明してある。原爆医療法の制定後、1957年5月14日には「被爆者となるべき者に被爆者健康手帳が交付されないことがないよう留意されたいこと」との通達（「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」発衛第267号）が厚生事務次官から関係各所に出されている。⁽³⁰⁾

しかし、現実には、「被爆者」だと認められず、法の枠外に置かれてきた人びともいるし、「被爆者」の法的地位をめぐって裁判もおこされてきた。法の枠外に置かれ周辺化されてきた韓国人原爆被害者に注目して、本節は「被爆者」という言葉を読み解いていく。

「被爆者手帳」申請却下

原爆医療法や現在の援護法に、「被爆者」の法的資格を日本国籍者あるいは日本在住者に限定する条項はない。しかし、法律上明示されていないが、「被爆者」との法的資格を得る上で、国家の壁が立ちはだかっていることが、韓國原爆被害者を通じて殊に浮き彫りになつていった。

韓國原爆被害者協会の推定によると、広島・長崎で原爆被害に遭った韓國原爆被害者は約7万人にのぼり、全原爆被害者の実に1割にもおよぶという。そのうち原爆に遭い生きのこった約2万3000人が独立を果たした祖国韓国へ帰つていったと推定されている。⁽³¹⁾

1965年日韓条約の締結を経て、1966年に「韓國原爆被害者援護協会」(1971年に「韓國原爆被害者協会」に改称)が結成され、日本、米国、韓国の各政府へ、補償と援護を求め立ち上がった。しかし日本政府からは日韓条約で解決済みとの立場が示され相手にされなかつた。また当時「日本の被爆者運動や原水爆禁止運動にたずさわる人々の意識から、在韓被爆者の存在は完全に抜き落ちていた」と、「韓國の原爆被害者を支

援する会」の市場淳子氏は言う。

さらに「韓国人が日本に行くためには、旅費はおろか、旅券やビザをとるためにも多額のお金が必要なうえに、保証人や身元を保証するための膨大な書類の提出が求められるため、「日本に正規のルートで渡ることはとうていできなかった」と市場氏は韓國原爆被害者が立ち上がった当時の厳しい状況を説明する。そうしたなか旅券やビザを取らず原爆症の治療を求める日本に密入国し、直訴するものも現れたが、手帳申請するまでもなく不法滞在者として強制送還された。⁽³²⁾

そんなとき1968年に幸運にも京都で開かれた戦没者慰靈祭に招聘されて合法的に来日する機会を得た二人の韓國原爆被害者が、日本政府は日本人と同じように「被爆者手帳」を出すことなどを訴え、「被爆者」としての法的地位を得て、入院治療を受けるため広島市に手帳申請をおこなつた。しかし、「被爆者」としての法的地位は得られず、手帳申請は却下された。

申請をおこなつた当事者の一人、巖粉連（ウォン・ブンニョン）は石川逸子氏のインタビューに答えて、当時の様子を次のように語つている。広島ではマスコミに囲まれ、「被爆者手帳」を自分に出しことがマスコミ報道で広まつたら、「外国の被爆者に全部出さなければいけなくなるから（広島原爆障害対策協議会は）出されん、ということになりました。それから私が原爆病院に入院して、原爆手帳（『被爆者手帳』）出せというて厚生省と毎日やりあつたわけなんです。到頭頂けないでそのまま帰ることになりました」「どうも腹の虫がおさまらないから私が福岡から平岡さん（当時中国新聞記者、後に広島市長）に電話をかけて、帰る途中に声明文を出したのです。『本当に広島の民間の皆さん暖かい眼差しで私たちを見ていてくれましたけれど、政府はあまりにも冷たい』と……」。⁽³³⁾

韓國原爆被害者から出された「被爆者手帳」申請を厚生省はなぜ却下し、「被爆者」としての法的資格を与えたかったのだろうか。厚生省の村中俊明公衆衛生局長は、1968年5月8日衆議院の社会労働委員会で次のように答弁している。

「法（原爆医療法と被爆者特別措置法）のたてまえが地域社会の福祉の維持と増進を目的とする社会保障立法である。したがつて、この法の適用を日本人以外が受けられないという排除はないけれども、国内で生業を営んでおる、すなわち居住の本拠が日本にあるというふうなことが前提条件になつてゐる。……たとえば一時的に日本を訪れたというふうな外国人に対しては適用にならないわけあります」。

つまり原爆医療法は社会保障立法であるから、「被爆者」になる権利は、国外に居住する原爆被害者までは及ばないという理屈である。「被爆者」という法的地位を得るには、明文化されている原爆医療法の「被爆者」の定義の他に、明文化されていないが、日本国内に居住の拠点があるという条件があるというのだ。

さらに平野文夫入国審査課長からは、同じ衆議院の社会労働委員会の場で、手帳申請のため海外から入国することについて、「そういう人には適用がないわけでございますから、入国の目的を達成されないわけでございますので、入国の許可をいまのところおろしておりません」と、「被爆者手帳」申請を目的とした滞在許可は認めないと見解が示された。

孫振斗手帳裁判

それから約2年半経た1970年12月、韓国原爆被害者の一人で、日本で原爆症治療を受けるため「密入国」を決行した孫振斗（ソン・シンドゥ）氏が逮捕された。不法入国の罪で福岡刑務所に服役中に病状が悪化し入院した。1971年「被爆者」との法的地位を得るべく、被爆者健康手帳の交付を福岡県知事に申請した。「申請書類としては完璧であり、日本人であればすぐ出せるだろうと、係りの人が折り紙をつけたほどであった」⁽³⁸⁾が、申請から9ヶ月経て、居住関係がない、つまり一時滞在者であることを理由に、厚生省は申請を却下し、孫氏を「被爆者」とは認めないと見解を下した。

「朝鮮人は被爆者ではないのか」、支援者らと共に孫振斗氏は1972年10月却下処分取り消しを求める訴訟を起こした。これが孫振斗手帳裁判と呼ばれているものである。「原爆症」とたたかう身体の問題に加え、「密入国」者として収監されたり、強制退去の危機もあり、妹と関わりある事件が発生したり、母が亡くなったり、実に複雑な状況下で裁判は進行した。⁽³⁹⁾

1974年3月に地裁、1975年7月に高裁、さらに1978年3月に最高裁と、手帳裁判はすべて原告孫振斗氏の完全勝訴であった。原爆医療法を社会保障法と位置づけ、日本国内に居住関係をもたない者には、「被爆者手帳」は交付できないとする国の主張に対し、最高裁は判決で次のように述べた。

「原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである」、……原爆医療法は「被爆者の置かれている

特別の健康状態に着目して、これを救済するという人道目的の立法であり、……被爆者であってわが国内に現在する者である限りは、その現在する理由等のいかんを問うことなく、広く同法の適用を認めて救済をはかることが、同法のもつ国家補償の趣旨にも適合するものというべきである」、「……不法入国者であるがゆえにこれをかえりみないことは、原爆医療法の人道的目的を没却するものといわなければならない……同法は不法入国した被爆者についても適用されるものであると解するのが相当である」、しかも、「被上告人が被爆当時は日本国籍を有し、戦後平和条約の発効によって自己の意思にかかわりなく日本国籍を喪失したものであるという事情をも勘案すれば、国家的道義のうえからも首肯されるところである」。⁽⁴¹⁾

こうして韓国原爆被害者である原告孫振斗氏は、足掛け7年に及ぶ裁判を経て、ようやくではあるが、国が主張する日本への居住用件を打ち破り、「被爆者」になることができたわけである。同判決は、原爆医療法に基づく要件が満たされれば、外国人でも、「不法入国者」でも、短期滞在者でも、「被爆者」になれる道を切り拓く画期的な内容をもつものであった。また「被爆者」という存在を、「日本政府が遂行した戦争被害者」と位置づけ、日本政府の戦争遂行責任に言及した点も押さえておく必要があろう。

「402号通達」の壁

孫振斗手帳裁判の最高裁判決は、原告一人のものではなく、韓国原爆被害者が「被爆者」になる道を本格的に切り拓くものになった。⁽⁴²⁾しかし「被爆者」としての権利の行使を阻む新たな障壁が、手帳裁判が進行するなか厚生省で作られていたのであった。

孫振斗手帳裁判の一審で原告が勝訴してから3ヶ月余経った、1974年7月22日「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律等の施行について」と題された厚生省公衆衛生局通達（衛発第402号）が関係各所に通知された。

同通達の「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律関係」の「1 特別手当」の「6）……」に海外在住の原爆被害者の権利を制限する次のような一文が盛り込まれていた。「特別手当受給権者は、死亡により失権するほか、同法は日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので、日本国領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解されるものであり、従ってこの場合にも特

別手当は失権の取扱いとなること」。

つまり、韓国原爆被害者が日本で手帳申請をして「被爆者」になることができても、韓国帰国と同時に、「被爆者」としての権利は失効し、医療費の支給や被爆者手当への支給が打ち切られるというものである。韓国だけではない。海外に居住する「被爆者」、あるいは日本から海外に移住した「被爆者」すべてが、この「402号通達」によって、「被爆者」としての権利が失われたのである。

孫振斗手帳裁判が確定し、原爆医療法の「被爆者」の定義に該当すれば「被爆者」という法的地位が得られるようになった。しかし今度は新たに「402号通達」によって、「被爆者」としての権利の行使が、日本国内に限定されることになった。これまで「被爆者」としての法的地位を得る手帳申請という入口で立ちはだかっていた国家の壁が、「被爆者」としての権利行使する段階で今度は立ちはだかることになった。

「被爆者はどこにいても被爆者」

「402号通達」が出されてから24年経た1998年10月、日本で一旦得た「被爆者」としての地位が、「402号通達」によって韓国帰国で失効し健康管理手当が打ち切られたのは不当だと、韓国原爆被害者の郭貴勲（カク・キフン）氏が、処分取り消しと損害賠償を求めて立ち上がり、大阪府と日本政府を相手に裁判を起こした。

1994年に原爆医療法と原爆特別措置法を一本化する形で、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（援護法）が制定されていたので、援護法に基づく「被爆者」の地位が帰国後も保たれるかどうかが争点となった。「援護法には『被爆者』たる地位を出国によって失わせる規定はない。従って、出国により『被爆者』たる地位を失わせることは許されない」（郭貴勲裁判

原告第7準備書面）ことを原告側は主張した。一方国側は、「被爆者援護法の法構造・立法者意思・法律の性格などからすれば、同法の適用対象者は日本国内に居住又は現在する被爆者のみであると解釈するのが合理的」（郭貴勲裁判 高裁国側控訴理由書）などと原告の訴えに反論した。

結果2001年6月大阪地裁、2002年12月大阪高裁、いずれも原告側が勝訴した。大阪高裁では、「被爆者援護法の法的性格、立法者意思、法律全体の法構造のいずれをみても、その旨の明文規定がないにもかかわらず、いったん適法・有効に『被爆者』たる地位を得た者が、日本に居住も現在もしなくなることにより、その適用対象から外れ、当然に『被爆者』たる地位を喪

失するという解釈を、合理的なものとして是認することはできない。同法に国籍条項を置かなかった以上、適用対象となり得る外国人が日常の生活関係において日本に居住も現在もしないことは通常予想される事態である。したがって、その合理的な解釈に当たっても、『被爆者はどこにいても被爆者』という事実を直視せざるを得ないところである⁽⁴³⁾として、援護法に基づく「被爆者」の地位は帰国後も保たれ、健康管理手当では帰国後も引き続き受けられるとの判決が出た。02年12月国は上告を断念し、原告勝訴の判決は確定した。

翌03年3月、韓国原爆被害者をはじめ、海外に生活の拠点をおく原爆被害者の「被爆者」としての権利を剥奪してきた「402号通達」はついに廃止された。さらに07年2月、ブラジルに移民した原爆被害者が起こした裁判で、「402号通達」が「違法なものであった」⁽⁴⁴⁾との判断が最高裁で示された。海外在住の原爆被害者の前に立ちはだかっていた「402号通達」という、「被爆者」としての権利行使を妨げる日本政府がつくった壁は崩れた。

その背景に「被爆50年を機にこれまで分断されていた韓国・米国・ブラジルの被爆者団体がようやく結びつきを深め、日本政府に対して共同で交渉行動を行う」⁽⁴⁵⁾ようになった運動の高まりがあると、在韓被爆者問題市民会議の中島竜美氏は指摘する。ここ数年結びつきを強めつつある韓国・米国・ブラジルの原爆被害者たちや支援者たちが運動のスローガンにしているのは「被爆者はどこにいても被爆者だ」という言葉だ。

「402号通達」は廃止されたものの、国内外の格差は完全になくなかったわけではない。例えば「被爆者」たる地位を得る「被爆者手帳」の申請は、渡日が義務づけられており、海外からの交付申請は今も認められていない。海外から日本に来ないと「被爆者」になれないというのは、高齢化が進む原爆被害者にとって、その障壁は年々高くなっているといつても過言ではないだろう。しかし「被爆者」の法的地位を得るには、渡日して申請をおこなう必要があるとの立場を日本政府は今も堅持している。

おわりに

「被爆者」という言葉は、核の被害を主題にしたとき、今日では必ずといっていいほど登場する言葉だ。しかし広島・長崎への原爆投下後すぐに、「被爆者」という言葉が世に広まったものではない。原爆投下から約10年の間、「被爆者」という言葉は、世の中でそれほど使われてはいなかった。「被爆者」という言葉は、

原水爆禁止運動の高まりもあるが、1957年の原爆医療法で登場し、法律用語になり世に広まっていった部分が大きいと考えられる。

「被爆者の平均年齢が74歳を超えた」と2007年夏に報じられていたが、これは別の言い方をすると「『被爆者手帳』を持っている人の平均年齢が74歳を超えた」という意味である。法的に「被爆者」とは、「『被爆者手帳』を持っている人」のことをいう。「被爆者」になるとは、「被爆者手帳」を取得して、日本政府の原爆被害者対策の受益者となる、入口に立つことを意味する。つまり「被爆者」とは、日本政府が広島・長崎の原爆被害者の中から援護対象に認めた人を総称する言葉なのだ。「被爆者」と「被爆者手帳」は等号関係にあるが、核被害者と「被爆者」は一部重なりあっても等号関係はない。

日本政府の原爆被害者対策で、「被爆者」とは、一般戦災者には見られない「放射線による健康上の障害」を負った人と位置づけられており、その特殊性に着目して健康診断や医療対応がなされてきたわけである。物理的影響という枠で考えても、原爆には放射線のほか、爆風と熱線による影響があるが、「被爆者」としてクローズアップされるのは「放射線」(より正確に言えば「初期放射線」)による被害のみで、さらにいうならば病理学的な「健康面」の影響に限定されている。そこに日本政府の戦後補償政策や予算の問題が絡んでいたことは、本論で指摘したとおりである。

韓国原爆被害者のケースを見ると、「被爆者」の範囲を日本国内にできるだけ限定しようと日本政府が政治的に操作してきたことが殊に見えてくる。同時に、日本政府の政治的操作で「被爆者」の枠組みの外に置かれていたが、それに抗して「被爆者」の枠組みを変えさせ、「被爆者」としての権利は勝ち獲られてきたことが、韓国原爆被害者の運動を通じて明確に見えてくる。

原爆医療法や現行の援護法には、「被爆者」の法的資格を日本国籍者あるいは日本在住者に限定する条項が含まれていない。しかし、日本国内に居住の拠点がないと「被爆者」申請は受理しないとの条件を政府は新たに作って、韓国原爆被害者が「被爆者」になることを拒否だったのであった。

それに対し孫振斗氏が裁判を起こし、国が最高裁でも敗訴し、原爆医療法に基づく要件が満たされれば、外国人でも、「不法入国者」でも、短期滞在者でも、「被爆者」になる権利があることが確認された。すると国は予めこの事態を予測していたかのように、「被爆者」になることは出来ても、日本領域外に出れば、「被爆

者」の権利は失効する旨の通達を厚生省公衆衛生局の名で出していた。こうした措置は不当だと郭貴勲氏が裁判に訴え、2002年国が敗れた。そして「被爆者」の権利を日本国内に限定してきた通達は2003年に廃止されたが、それは原爆投下から58年目のことであった。内外格差は是正されつつあるとはいえ、「被爆者」たる地位を得る「被爆者手帳」の申請には、渡日が義務づけられ続けている。

「被爆者」という言葉には、日本政府の政治的方針が投影され、「被爆者」の概念は日本政府によって政治的に操作されてきたのだ。こうした「被爆者」という言葉がもっている政治性を踏まえて、「被爆者」という言葉は読み解き、使いこなしていく必要がある。「被爆者」との法的資格を得ている人だけでなく、「被爆者」になれない人の存在を踏まえて、「被爆者」という言葉はとらえていくべきであろう。

現在まさに、日本政府は「被爆者行政」の見直しを迫られている。野党だけでなく、与党からも見直しの声があがっている。「今度こそ、被爆者行政を根本的に正したい」との声が、原爆症認定集団訴訟の原告から聞かれる。長崎では、2007年11月、「被爆者」としての認定を国に求める集団訴訟が初めて起こされた。

「被爆者」という言葉を探求してきた本稿が、「被爆者」をテーマにした研究の一里塚になるだけではなく、「被爆者」行政を問い合わせ直す一つの材料になれば幸いである。

《注》

- (1) 共同通信社=編『記者ハンドブック——新聞用字用語集』
共同通信社、2005年、350頁。
- (2) 原爆被害者相談員の会=編『ヒバクシャ——ともに生きる』
第3号、1984年12月発行、57頁。
- (3) 原爆被害者相談員の会=編『被爆者とともに』中国新聞社、1995年、224頁。原爆被害者相談委員の会としては、同書は『ヒバクシャとともに』としたかったが、中国新聞社の意向で『被爆者とともに』になり、「会員の多くは不満をもっていました」と三村正弘氏は語る(2007年10月9日Eメールにて受信)。
- (4) 伊東壯『ヒロシマ・ナガサキから世界と未来へ』勁草書房、1985年、67~68頁。
- (5) 同上。
- (6) 『言泉——日本大辞典』(5分冊) 大倉書店。
- (7) 『大言海』(5分冊) 富山房。
- (8) 『辞苑』博文館、1935年。
- (9) 日本国でも第二次世界大戦の時、理化学研究所の仁科芳雄氏が中心となり核兵器開発が行われていたことは知られている。よって核兵器開発に関わっていた科学者や

- その周辺では、「被爆」という言葉は使われていたのではと思われる。
- (10)『アサヒグラフ』(特別増刊 原爆被害の初公開)第56巻 第32号、通巻第1460号、1952年8月6日号。
- (11)高橋博子『封印されたヒロシマ・ナガサキ』凱風社、2008年、111頁。
- (12)50年代後半にはいると、『朝日新聞』見出しに「被爆者」が登場する回数は徐々に増えていった。60年代以降、「被爆者」は関連用語のなかで最も頻出する言葉になり、年を重ねるごとに、原爆体験者を指す言葉は、「被爆者」にほぼ取れんされていった。
- (13)小林徹=編『原水爆禁止運動資料集』第2巻 [1955年]、緑蔭書房、1995年、299頁。
- (14)1956年8月10日に結成された日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)の結成大会宣言「世界への挨拶」の一説。
- (15)小林徹=編『原水爆禁止運動資料集』第2巻、前掲、332頁。
- (16)「原爆被災者」という言葉が用いられているが、長崎で原爆に遭った詩人の山田かん氏は、最初は戦争による災いを被ったものとして一般的な「被災者」という呼称が長崎でみられたが、自らの苦悩と心身的な破壊や、原爆や戦争への厳しい拒絶をあらわに表現し始めた1955年、56年の時期に、「原爆被災者」へと呼称が変化していったと指摘する(長崎証言の会=編『季刊 長崎の証言7』1980年春号、28頁)。
- (17)「日本被団協結成大会宣言——世界への挨拶」1956年8月10日
[http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/rn_page/menu_page/top_menu_page/rekisi/kessei.html]
2008年1月31日最終アクセス。
- (18)広島県被団協の礎となった「広島原爆傷害者更正会」(1951年創設)や「原爆被害者の会」(1952年創設)の団体名称にも、「被爆者」という言葉は用いられていない。
- (19)「長崎原爆被災協議会 結成の呼びかけ」文の一節から引用。
- (20)藤居平一については、一先ず舟橋喜恵「原爆医療法制定のこころ——藤居平一氏に聞く」(『広島平和科学』19、1996年、119~149頁所収)を参照されたい。
- (21)例えば、1963年東京地裁は下田訴訟判決で、「本件に関するものとしては『原子爆弾被爆者の医療等に関する法律』があるが、この程度のものではとうてい原子爆弾による被害者に対する救済、救援にならないことは、明らかである。終戦後十数年を経て高度の経済成長を遂げた我国において、国家財政上これが不可能であることはとうてい考えられない。政治の貧困を嘆かずにおれない」と、原爆被害者に対する立法の不十分さを指摘している。
- (22)小林徹=編『原水爆禁止運動資料集』第4巻 [1957年]、緑蔭書房、1995年、60頁。
- (23)被爆者援護法令研究会=編『原爆被爆者関係法令通知集』6訂、2000年、740頁。
- (24)同上、737頁。
- (25)同上、739頁。
- (26)同上、738頁。
- (27)原子爆弾の投下が人間に与えた影響は、「いのち」「くらし」「こころ」の人間のすべての面に及ぶものであった。詳しくは、ISDA JNPC 編集出版委員会=編『被爆の実相と被爆者の実情——1977NGO被爆問題シンポジウム報告書』朝日イブニングニュース社、1978年、124~126頁参照。
- (28)官房総務課「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案の審議結果について」1957年 [32年] 2月3日(内閣法制局第四部 [厚生省関係]=作成『原子爆弾被爆者の医療等に関する法律』1957年、国立公文書館所蔵、請求番号:本館4 A 029-00・平14法制00691100 所収)。
- (29)同上。
- (30)被爆者援護法令研究会=編、前掲、179頁。
- (31)市場淳子『ヒロシマを持ちかえた人々』(新装増補版)凱風社、2005年、27~30頁。
- (32)同上。朝鮮民主主義人民共和国には約2000人の原爆被害者が帰国したと推定されている。
- (33)同上、45頁。
- (34)同上、47頁。
- (35)同上。
- (36)同上、48頁。
- (37)丸屋博・石川逸子=編『在韓被爆者の手記 引き裂かれながら私たちは書いた』西田書店、2006年、32頁。()内は筆者が追記。
- (38)中島竜美「朝鮮人は被爆者ではないのか」(『朝日ジャーナル』第16巻第15号、通巻788号、1974年、85~88頁 所収)。
- (39)同上。
- (40)同上。
- (41)被爆者援護法令研究会=編、前掲、744~745頁。
- (42)日韓条約締結後、韓国人原爆被害者のなかで最も早く「被爆者手帳」の交付を受けたのは、1974年7月22日に東京都に手帳申請して認められた辛泳洙(シン・ヨンス)氏だった。孫裁判で、一審原告勝訴の判決を受けて、手帳交付申請を行った。
- (43)「郭貴勲裁判 大阪高裁判決全文」2002年12月5日 [<http://www.hiroshima-cdas.or.jp/home/yuu/kaku27.htm>]
(2008年1月31日最終アクセス)。
- (44)在韓被爆者問題市民会議=編『在韓ヒバクシャ』(最高裁—在ブラジル裁判「時候判決」全面勝訴)第47号、2007年4月発行。
- (45)中島竜美「在ブラジル被爆者が拓いた地平=最高裁『時候無効』の判決」(在韓被爆者問題市民会議=編『在韓ヒバクシャ』、前掲、6頁 所収)。